

自己資本の充実の状況

■ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。2026年3月末の当金庫の自己資本比率は11.19%と、国内業務のみを行う金融機関に必要とされる基準の4%を大幅に上回っています。

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

単位：百万円

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	50,037	51,501
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,724	2,689
うち、利益剰余金の額	47,437	48,937
うち、外部流出予定額（△）	108	106
うち、上記以外に該当するものの額	△ 16	△ 17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,349	1,004
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,349	1,004
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	51,387	52,506
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	161	185
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	161	185
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	374	394
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	536	579
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	50,851	51,927
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	436,366	447,162
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	15,864	16,770
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	452,230	463,933
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.24%	11.19%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	436,366	17,454	447,162	17,886
Ⅰ. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	413,346	16,533	427,658	17,106
①ソブリン向け	1,020	40	900	36
②金融機関等向け	18,394	735	17,632	705
③法人等向け	96,294	3,851	97,042	3,881
④中堅中小企業等向け及び個人向け	121,655	4,866	130,879	5,235
⑤不動産関連向け	112,312	4,492	120,390	4,815
⑥劣後債権及びその他資本性証券等	3,195	127	2,994	119
⑦延滞等向け	13,432	537	11,252	450
⑧信用保証協会等による保証付	1,443	57	1,703	68
⑨株式等	1,407	56	1,692	67
⑩その他	44,190	1,767	43,171	1,726
Ⅱ. 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
Ⅲ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	23,020	920	19,503	780
ルック・スルー方式	23,020	920	19,503	780
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
Ⅳ. 未決済取引	—	—	—	—
Ⅴ. 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
Ⅵ. CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	0	0	0	0
Ⅶ. 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額をパーセントで除して得た額	15,864	634	16,770	670
B I	10,576		11,180	
B I C	1,269		1,341	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	452,230	18,089	463,933	18,557

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等向け」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」とし、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分に保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的と考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

〔用語の説明〕

自己資本比率

自己資本額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額）で除して得た額です。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされています。

自己資本

出資金・利益準備金・特別積立金・一般貸倒引当金等で構成されています。

リスク・アセット

リスクを有する資産（貸出金や有価証券等）をリスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額のことです。

リスク・ウェイト

資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことであり、当金庫は自己資本の算出に当たってはあらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク

事務事故、システム障害、不正行為、災害、風評等で損失が生じるリスクのことです。

■ 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

単位：百万円

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引		延滞エクスポージャー	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
	内	825,559	847,446	521,237	557,133	195,816	199,775	0	0	15,654	13,516
	外	30,663	29,417	127	88	30,535	29,328	－	－	－	－
	地 域 別 合 計	856,223	876,863	521,365	557,221	226,352	229,104	0	0	15,654	13,516
	製 造 業	60,625	60,034	35,924	35,531	24,341	24,239	－	－	4,183	3,541
	農 業、 林 業	654	538	654	538	－	－	－	－	81	82
	漁 業	1,356	1,470	1,356	1,470	－	－	－	－	24	19
	鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	84	113	84	103	－	－	－	－	－	5
	建 設 業	34,785	36,944	33,474	35,633	1,300	1,300	－	－	1,355	1,189
	電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	12,437	11,943	130	138	12,286	11,785	－	－	－	－
	情 報 通 信 業	2,227	2,210	691	703	1,399	1,399	－	－	5	10
	運 輸 業、 郵 便 業	25,451	25,601	21,057	20,596	4,298	4,909	－	－	1,536	1,404
	卸 売 業、 小 売 業	35,317	38,421	30,613	33,240	4,575	5,072	－	－	2,192	1,833
	金 融 業、 保 険 業	166,370	150,920	26,070	25,641	49,041	51,038	0	0	0	0
	不 動 産 業	109,722	111,882	106,148	108,511	3,539	3,337	－	－	1,933	1,496
	物 品 賃 貸 業	3,842	3,675	3,634	3,417	200	250	－	－	－	－
	学 術 研 究、 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3,706	3,975	3,706	3,975	－	－	－	－	60	58
	宿 泊 業	726	662	726	662	－	－	－	－	25	24
	飲 食 業	3,818	3,659	3,818	3,659	－	－	－	－	284	249
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	9,271	10,643	9,271	10,643	－	－	－	－	1,008	992
	教 育、 学 習 支 援 業	1,454	1,379	1,454	1,379	－	－	－	－	6	19
	医 療、 福 祉	9,615	13,157	9,615	13,157	－	－	－	－	720	269
	そ の 他 の サ ー ビ ス	10,546	9,939	9,310	8,703	1,200	1,200	－	－	547	574
	国・地方公共団体等	151,710	147,443	27,541	22,871	124,168	124,571	－	－	－	－
	個 人	195,341	225,978	195,341	225,978	－	－	－	－	1,688	1,742
	そ の 他	17,155	16,269	736	664	－	－	－	－	－	－
	業 種 別 合 計	856,223	876,863	521,365	557,221	226,352	229,104	0	0	15,654	13,516
	1 年 以 下	130,540	116,460	61,510	58,225	18,288	16,961	－	－		
	1 年 超 3 年 以 下	77,750	97,187	42,897	50,056	28,803	35,615	－	0		
	3 年 超 5 年 以 下	108,155	96,011	36,270	41,934	47,385	44,049	0	－		
	5 年 超 7 年 以 下	65,748	58,088	40,128	30,178	24,586	26,909	－	－		
	7 年 超 1 0 年 以 下	90,581	89,637	54,829	52,825	35,751	36,812	－	－		
	1 0 年 超	359,757	395,331	284,720	323,075	71,036	68,256	－	－		
	期間の定めのないもの	23,689	24,146	1,007	925	500	500	－	－		
	残 存 期 間 別 合 計	856,223	876,863	521,365	557,221	226,352	229,104	0	0		

- (注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除きます。
2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超えた当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、固定資産などが含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額（算式の分母に相当）を求めるために使用する掛目のことです。当金庫は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）のリスク・ウェイトの判定に使用する格付機関は、以下の3社です。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

		個別貸倒引当金						貸出金償却				
		期首残高		期中の増減額		期末残高						
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度			
国	内	5,184	4,756	△ 427	△ 597	4,756	4,159					
国	外	－	－	－	－	－	－					
地	域	別	合	計	5,184	4,756	△ 427			△ 597	4,756	4,159
製	造	業	639	769	130	△ 9	769	760	21	2		
農	業	、	林	業	41	42	1	△ 1	42	41	－	－
漁	業		10	8	△ 2	△ 2	8	6	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業			－	－	－	4	－	4	－	－	－	－
建設業			419	465	46	△ 112	465	352	4	5	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業			7	－	△ 7	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業			0	0	△ 0	△ 0	0	0	－	－	－	－
運輸業、郵便業			435	408	△ 27	△ 46	408	361	－	－	－	－
卸売業、小売業			1,711	1,055	△ 656	△ 134	1,055	920	7	168	－	－
金融業、保険業			38	37	△ 0	△ 0	37	37	－	－	－	－
不動産業			330	387	57	△ 115	387	271	－	275	－	－
物品賃貸業			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業			19	17	△ 1	△ 0	17	17	－	－	－	－
宿泊業			8	8	0	0	8	8	－	－	－	－
飲食業			102	139	36	△ 20	139	118	0	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業			746	747	1	△ 31	747	716	－	－	－	－
教育、学習支援業			2	1	△ 1	5	1	6	－	－	－	－
医療、福祉			364	375	10	△ 250	375	124	－	－	－	－
その他サービス			139	145	6	147	145	293	0	－	－	－
国・地方公共団体等			－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人			167	145	△ 21	△ 31	145	114	0	0	－	－
合計			5,184	4,756	△ 427	△ 597	4,756	4,159	33	451	－	－

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

	2024 年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	5,908	—	5,908	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	73,053	12,400	73,053	12,400	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	200	—	40	20.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	105,280	6	105,280	6	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	501	—	501	—	—	0.00
地方公共団体金融機構向け	4,599	—	4,599	—	269	5.86
我が国の政府関係機関向け	12,404	—	12,404	—	710	5.72
地方三公社向け	1,793	—	1,793	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	80,889	—	80,889	—	18,394	22.73
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,342	—	6,342	—	1,652	26.05
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	137,894	12,992	133,853	1,391	96,294	71.19
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	220,565	40,200	216,793	4,072	121,655	55.08
トランザクター向け	—	29,984	—	2,998	955	31.86
不動産関連向け	116,988	—	116,265	—	112,312	96.60
自己居住用不動産等向け	16,511	—	16,276	—	8,492	52.17
賃貸用不動産向け	40,599	—	40,416	—	35,422	87.64
事業用不動産関連向け	59,799	—	59,499	—	68,353	114.88
その他不動産関連向け	77	—	72	—	43	59.99
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	3,195	—	3,195	—	3,195	100.00
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	10,546	279	10,346	58	13,017	125.09
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	415	—	415	—	415	100.00
取立未済手形	185	—	185	—	37	19.99
信用保証協会等による保証付	29,603	13	29,527	1	1,443	4.88
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,407	—	1,407	—	1,407	100.00
合計					369,192	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

単位：百万円

	2025 年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	6,498	—	6,498	—	—	0.00
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,054	12,400	62,054	12,400	—	0.00
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	—	200	—	40	20.00
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	104,362	6	104,362	6	—	0.00
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	501	—	501	—	—	0.00
地方公共団体金融機構向け	2,332	—	2,332	—	190	8.14
我が国の政府関係機関向け	10,283	—	10,283	—	670	6.51
地方三公社向け	2,773	—	2,773	—	—	0.00
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	77,533	—	77,533	—	17,632	22.74
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	6,738	—	6,738	—	1,731	25.68
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	144,054	13,510	139,565	1,426	97,042	68.82
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	252,540	39,786	248,664	4,012	130,879	51.79
トランザクター向け	—	29,096	—	2,909	902	31.02
不動産関連向け	123,764	—	122,977	—	120,390	97.89
自己居住用不動産等向け	14,277	—	14,025	—	7,294	52.00
賃貸用不動産向け	42,996	—	42,790	—	38,042	88.90
事業用不動産関連向け	66,412	—	66,089	—	75,010	113.49
その他不動産関連向け	76	—	71	—	42	59.99
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,395	—	2,395	—	2,994	125.00
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,105	324	8,878	60	10,907	122.01
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	345	—	345	—	345	100.00
取立未済手形	172	—	172	—	34	19.99
信用保証協会等による保証付	29,399	1	29,305	0	1,703	5.81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,301	—	1,301	—	1,692	129.99
合計					384,522	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	2024 年度																																	
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
現金	5,908	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,908	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	85,453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85,453	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	105,286	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105,286	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501	
地方公共団体金融機構向け	1,901	2,698	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,599	
我が国の政府関係機関向け	5,302	7,101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,404	
地方三公社向け	1,793	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,793	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	58,726	-	22,163	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80,889	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,504	-	3,837	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,342	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	16,464	-	-	-	-	-	-	-	-	35,671	-	-	-	-	-	-	52,957	-	-	30,152	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	135,245
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	79,788	-	-	-	-	-	-	-	1,422	-	-	-	-	-	138,389	-	-	-	-	1,265	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220,866
トランザクター向け	-	-	-	1,575	-	-	-	-	-	-	-	1,422	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,998	
不動産関連向け	-	-	-	2,299	951	5,427	5	1,387	37	1,133	-	3,794	945	30	2,140	14	14,330	2,445	-	-	5,108	224	-	25,922	33,342	302	-	16,421	-	-	-	-	116,265	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	2,299	951	1,956	5	-	37	1,133	-	-	945	-	-	14	8,854	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,276	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	3,471	-	1,387	-	-	-	3,794	-	30	2,068	-	-	2,366	-	-	-	224	-	25,922	-	-	-	1,150	-	-	-	-	40,416	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,475	-	-	-	5,108	-	-	-	33,342	302	-	15,271	-	-	-	-	59,499	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,195	-	-	-	-	3,195	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	572	-	-	-	-	-	-	-	-	596	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,501	-	-	-	-	6,735	-	-	-	-	10,405	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	415	-	-	-	-	-	-	-	-	-	415	
取立未済手形	-	-	-	185	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	185	
信用保証協会等による保証付	15,090	14,438	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,528	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,407	-	-	1,407	
合計	221,237	24,238	-	158,238	951	27,591	5	1,387	37	1,133	-	5,217	37,213	30	2,140	14	14,330	140,834	-	52,957	5,108	224	34,334	25,922	33,342	302	-	26,353	1,407	-	-	-	814,552	

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位：百万円

	2025 年度																																	
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
現金	6,498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,498	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	74,454	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	74,454	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	104,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104,368	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	501	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	501	
地方公共団体金融機構向け	432	1,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,332	
我が国の政府関係機関向け	3,581	6,702	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,283	
地方三公社向け	2,773	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,773	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	56,277	-	21,256	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77,533	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	2,905	-	3,833	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6,738	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	3,000	-	-	19,876	-	-	-	-	-	-	-	-	33,064	-	-	-	-	499	-	55,940	-	-	28,610	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140,991
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	106,811	-	-	-	-	-	-	-	1,282	-	-	-	-	-	142,574	-	-	-	-	2,009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	252,677
トランザクター向け	-	-	-	1,627	-	-	-	-	-	-	-	1,282	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,909	
不動産関連向け	-	-	-	2,096	661	5,325	8	1,372	28	896	-	3,632	873	27	2,351	9	13,105	2,099	-	-	4,945	215	-	28,499	41,725	65	-	15,035	-	-	-	-	122,977	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	2,096	661	1,812	8	-	28	896	-	-	873	-	-	9	7,552	86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,025	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	3,512	-	1,372	-	-	-	3,632	-	27	2,280	-	-	2,013	-	-	-	215	-	28,499	-	-	-	1,235	-	-	-	-	42,790	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,553	-	-	-	4,945	-	-	-	41,725	65	-	13,799	-	-	-	-	66,089	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,395	-	-	-	-	2,395	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	523	-	-	-	-	-	-	-	-	808	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,025	-	-	-	-	5,581	-	-	-	-	8,939	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	-	-	-	-	-	-	-	-	-	345	
取立未済手形	-	-	-	172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	172	
信用保証協会等による保証付	12,274	17,031	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29,306	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,301	-	-	-	1,301	
合計	207,884	25,634	-	185,957	661	26,581	8	1,372	28	896	-	4,915	34,746	27	2,351	9	13,105	145,173	-	55,940	4,945	215	32,991	28,499	41,725	65	-	23,013	1,301	-	-	-	838,054	

自己資本の充実の状況

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円、%

2024 年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40% 未満	419,743	34,340	42.514	433,686
40% ～ 70%	58,795	14,226	10.000	60,080
75%	143,745	3,872	11.263	140,834
80%	—	—	—	—
85%	55,708	5,270	10.992	52,957
90% ～ 100%	39,702	7,977	10.559	39,666
105% ～ 130%	59,688	—	—	59,566
150%	26,642	203	25.225	26,353
250%	1,407	—	—	1,407
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	805,433	65,891	27.214	814,552

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

単位：百万円、%

2025 年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40% 未満	434,169	35,336	41.598	448,129
40% ～ 70%	54,952	12,826	10.000	56,052
75%	148,163	3,838	10.899	145,173
80%	—	—	—	—
85%	59,007	5,852	10.643	55,940
90% ～ 100%	38,253	7,939	10.473	38,151
105% ～ 130%	70,398	—	—	70,290
150%	23,372	237	21.948	23,013
250%	1,301	—	—	1,301
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	829,619	66,030	27.119	838,054

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,900	3,808	115,393	140,785	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫は、与信審査にあたり、担保又は保証に過度に依存することなく、資金使途、返済原資、財務内容及び経営者の経営手腕等、様々な観点から判断を行っておりますが、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客様への十分な説明を行い、ご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が取扱う担保には当金庫預金積金・有価証券・不動産等、また保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫が定める「担保評価基準書」及び「事務取扱要領」等により、適正な担保評価及び適切な事務取扱を行っています。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いを行っています。

パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、預金積金担保・上場株式等の適格金融資産担保、保証、未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、その他保証会社等による保証は適格格付機関による格付により判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップ取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しております。以上により、当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクの双方について適切なリスク管理を行っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

単位：百万円

	2024年度	2025年度
与 信 相 当 額 の 算 出 に 用 い る 方 式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
I. 派 生 商 品 取 引 合 計	0	0	0	0
① 外 国 為 替 関 連 取 引	—	—	—	—
② 金 利 関 連 取 引	0	0	0	0
③ 金 関 連 取 引	—	—	—	—
④ 株 式 関 連 取 引	—	—	—	—
⑤ 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
⑥ その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
⑦ クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
II. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—
合 計	0	0	0	0

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化は、一般的に証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。購入にあたっては投資対象を一定の信用力を有するものに限定し、適正な運用・管理を行います。

1. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当するものではありません。
2. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当するものではありません。

■ CVAリスクに関する事項

当金庫はCVAリスク相当額の算出に使用する手法として、簡便法を採用しております。算出対象は適格中央清算機関等以外のものを取引相手方とする派生商品取引です。CVAとは、取引相手方の信用力を派生商品取引の評価額に反映させる価格調整のことであり、CVAリスクとは、取引相手方の信用力低下等により損失を被るリスクになります。

■ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	1,705	1,705	1,932	1,932
非 上 場 株 式 等	4,497	4,497	4,497	4,497
合 計	6,203	6,203	6,430	6,430

(注) 1. 「時価」は、期末日における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されておられません。
2. 「非上場株式等」には、非上場株式のほか信金中央金庫出資金等が含まれます。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

	2024年度	2025年度
売 却 益	—	208
売 却 損	—	11
償 却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	890	1,222

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	2024年度	2025年度
評 価 損 益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、信金中央金庫出資金等が該当します。そのうち、上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けています。当該取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」や「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

なお、不動産投資法人への出資およびこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定は、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーとして取り扱っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」「金融商品の時価算定要領」等に従った、適正な処理を行っています。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位：百万円

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	40,096	24,709
マンドレート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

【定性的な開示事項】

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債・オフバランス勘定のうち、市場金利に影響を受ける貸出金、有価証券、預金等が、金利変動に伴って損失の発生や利益の減少に繋がる可能性のことです。 金融機関は、一般的に、預金で調達した資金を貸出金等で運用し、その利鞘を収益としているため、市場金利の変動により経営に大きな影響を受ける可能性があります。 よって、金利と期間を有する資産・負債・オフバランス勘定については、銀行勘定の金利リスク量として、金利変動による経済価値や金利収益の減少額を計測し、管理しています。
計測対象としている資産、負債及びオフバランス勘定
貸出金、預け金、有価証券、買入金銭債権、金銭の信託、信金中央金庫出資金、預金積金（外貨預金・非居住者預金を除く）、借入金、金融派生商品（金利スワップ取引）
(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
当金庫は、ALMによって金利リスクを管理しており、毎月のALM委員会において協議された方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
(3) 金利リスク計測の頻度
有価証券の金利リスクは日次で、有価証券以外の金利リスクは月次（月末時点）で、金利リスク量を計測しています。
(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
一部の貸出金については金利リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。

2. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（※1）及び Δ NII（※2）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

※1 Δ EVE（Economic Value of Equity）

当金庫が保有する純資産の経済的価値（割引計算による現在価値）が、一定の金利ショックにより減少する額を指し、開示告示に定められた3種類の金利ショックシナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化）で計測します。

※2 Δ NII（Net Interest Income）

当金庫の金利収益が、一定の金利ショックにより今後1年間（金利ショックの算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間）で減少する額を指し、開示告示に定められた2種類の金利ショックシナリオ（上方パラレルシフト、下方パラレルシフト）で計測します。

(1) 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
流動性預金については、形式的な満期が無く随時払い出しが可能であるものの、実質的には引き出されることなく長期間当金庫に滞留する側面があることや、市場金利の変動に完全には追随しない側面があることから、それらを満たす部分を「コア預金」として捉え、内部管理モデルを用いて残高や平均満期等を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計した上で、実質的な満期を計測しています。推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を適切に行っています。
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2.831年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年
(2) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
住宅ローンの繰上返済や定期預金の中途解約等、金利更改に関し当初の予定とは異なるお客様の行動（これらを「行動オプション」といいます。）が想定されることから、その傾向を数値化して金利リスクの計測に反映しています。 当金庫では、住宅ローンの期限前返済率を3%、定期預金の早期解約率を34%に設定し（いずれも当局が定める保守的な前提値）、その他の行動オプションは考慮していません。
(3) 複数の通貨の集計方法及びその前提
計測対象の通貨は日本円です。また、投資信託等のファンドを通じて間接的に保有しているとみなす米ドルやユーロ等の外国通貨も金利リスクの計測対象とし、簡便的かつ保守的な方法で計測しています。 なお、通貨別に算出した金利リスク量は正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。

(4) スプレッドに関する前提
預金、貸出金については商品の特性上、名目金利がマイナスとなることは考えにくいいため、割引金利にマイナス金利は用いておらず（0%を下限に設定）、スプレッド及びその変動は考慮していません。
(5) 内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
前記（1）のとおりに、コア預金の算定に内部管理モデルを使用しています。
(6) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
前事業年度末の開示からの変動はありません。
(7) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
2026年3月末の Δ EVEは72億円となり、自己資本の額519億円に対する割合（重要性テスト）は13.918%と、パーゼル規制の基準値である20%を下回っています。 Δ EVEに対する自己資本の額は、最低所要自己資本（自己資本比率4%相当の185億円）を除いて333億円あり、十分余裕はあると考えています。

3. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(1) 金利ショックに関する説明
当金庫では、内部管理上、 Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックは、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動としています。
(2) 金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫では、内部管理上、VaR（分散共分散法、保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年）を使用して、金利リスク量（金利変動による経済価値の低下額）を計測しております。

【定量的な開示事項】

単位：百万円

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		2025年3月末	2026年3月末	2025年3月末	2026年3月末
1	上方パラレルシフト	9,155	7,227	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	262	984
3	スティープ化	7,665	5,808		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,155	7,227	262	984
8	自己資本の額	2025年3月末		2026年3月末	
		50,851		51,927	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、【定量的な開示事項】の項目に記載しております。

単位：百万円

参考：内部管理上使用している市場リスク量		
計測の対象	2025年3月末	2026年3月末
貸出金、預け金、預金、有価証券（評価損益控除前）等	5,473	4,751

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関する事項は、本編20ページ個別リスク管理をご覧ください。

オペレーショナル・リスク相当額の算出方法

当金庫は標準的計測手法を採用し、BIC（事業規模要素）の額にILM（内部損失乗数）を乗じて算出しております。BICの額は、BI（事業規模指標）に、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出し、BIIについては金利要素、役務要素、および金融商品要素を合計して算出しております。また、ILMについては「1」を使用しております。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門ならびにILMの算出から除外した特殊損失はありません。